



# Your Better Life Through Health

vol.3

平成30年4月24日 岩手県立盛岡第一高等学校 保健室

## 感染症

# 出席停止

学校でインフルエンザなどの感染症が発生した場合、罹患した人の早期回復と感染拡大を防止し健康的な教育環境を維持するために、出席停止の措置を講じ、感染症の蔓延を防ぎます。

### 学校保健安全法第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

また、学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種にわけて規定しています。第二種は、学校で特に流行を広げる可能性の高い感染症です。

第二種	1	インフルエンザ（H5N1を除く）
	2	百日咳
	3	麻疹（はしか）
	4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	5	風しん
	6	水痘（水ぼうそう）
	7	咽頭結膜熱（プール熱）
	8	結核
	9	髄膜炎菌性髄膜炎



## 感染した場合

- ① 本人ではなく、**保護者の方が学校へ電話連絡**をする。

※寮生や下宿生も同様です。

- ② 学校ホームページを見て、**出席停止期間**を調べる。または、主治医に「いつから（どういう状態になったら）登校しても良いか」を聞く。

- ③ 出席停止期間を終えて登校した際、お薬の説明書やお薬手帳、病院の領収書などの「**本人が受診したことを証明できるもの**」のコピーをクラス担任の先生に提出する。

※診断書は必要ありません。

詳細は学校ホームページをご覧ください。

<http://www2.iwate-ed.jp/mo1-h/>

# 養護教諭不在時

# 保健室

Oh my god !!  
She is not here when  
I need her the most !!



クラス担任 または 副担任、  
学年の先生 に申し出る。



## 【ケースA】

1時間程度の休養  
で授業へ戻ることが  
できる見込みがある  
場合には、保健室で  
休養させてもらう。

## 【ケースB】

授業へ戻ることがで  
きる見込みがない場  
合には、早退をして  
医療機関を受診す  
るか自宅で休養をと  
り、翌日以降の生活  
に備える。

## 【ケースC】

けがの処置は、  
応急手当マニュアル を参考にする。



※以下の症状がある時は、直ちに先生から救急車を要  
請してもらってください。

- ・心臓、呼吸停止
- ・意識混濁
- ・けいれん
- ・ショック症状
- ・大出血
- ・骨の変形

※保健室での応急処置のあと、痛み・違和感・腫脹な  
どの症状が軽くない場合は、医療機関を受診す  
ることをお勧めします。ご家族と相談のうえ、受診  
するかどうかを決めてください。

